

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

飲食店経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの飲食店経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や時短営業に対する協力金などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人あたり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本金を調達したい

新型コロナ対策資本金劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本金劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

営業時間の短縮要請に応じた

営業時間を短縮する飲食店に協力金を支給します

地方公共団体が飲食店に対して営業時間短縮要請等を行い、その要請に応じて協力を行っていただいた事業者に対して、緊急事態宣言の対象地域で1日あたり最大6万円（月額換算最大180万円）、緊急事態宣言の対象外地域で1日あたり最大4万円（月額換算最大120万円）を支援します。詳細は、各地方公共団体までお問い合わせください。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます

デリバリーやEC販売を開始するための、システムの新規構築を支援します。また、小規模事業者に対しては、テイクアウト商品の開発や大部屋を個室にするための間仕切りの設置等の取組や感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

製造業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に製造業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナ対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、前向きな設備投資をしたい

ものづくり補助金が活用できます

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等をものづくり補助金で支援。さらに低感染リスク型ビジネス枠として対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等については、補助率を引き上げて支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

卸売業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に卸売業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナ対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

新たな利益を獲得できる事業を確立したい

ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金が活用できます

新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。また、インターネット販売の開始や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供のための、システムやITの新規導入、ECサイトの新規構築等をIT導入補助金や持続化補助金で支援。小規模事業者に対しては、感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページでご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

小売業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に小売業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの小売業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナウイルス対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます

インターネット販売の開始や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供のための、システムやITの新規導入、ECサイトの新規構築等を支援。また、小規模事業者に対しては、移動販売車の導入等の取組や感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等で確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

宿泊業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に宿泊業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの宿泊業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資などをご活用いただけます

政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の上限額を拡充しました。
・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）
また、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンもご活用いただけます。
・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

観光施設を再生し、魅力と収益力を高めたい

地域全体で魅力と収益力を高める事業を支援します

地域等が策定した「観光拠点再生計画」に基づいて実施する、宿泊施設の高付加価値化改修や感染症防止策（換気設備の導入等）を支援します。さらに、宿泊事業者が他の事業者と連携・協業して行う新たなビジネス創出を支援します。詳細は決定次第、観光庁HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます

顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。さらに対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

旅客運輸業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に旅客運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナ対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます

新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。さらに対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援。また、顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能です。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

貨物運輸業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナ対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金7.2億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

取引先の貨物減少を補う新たな顧客を獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます

新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能。さらに対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

娯楽業経営者

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に娯楽業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

イベントのキャンセル費用が負担に中止延期したイベントを再開したい

中止したイベントのキャンセル料や再開を支援します

J-LODlive補助金で、中止したイベントのキャンセル料や、再開する公演の費用を支援します（詳細は決定次第、経済産業省HPで公開予定）。さらに、文化庁事業にて、公演において積極的な活動を行う団体を支援します（詳細は決定次第、文化庁HPで公開予定）。また、大規模スポーツイベントへの支援については、詳細をスポーツ庁HPで公表予定です。

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます

顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。さらに、対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

医療関係

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、ITツールの導入等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

業務効率化のために設備・システムを導入したい

IT導入補助金が活用できます

IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援します。

※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。

※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

